

旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会
調 査 報 告 書

平成30年5月28日

旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会調査報告書

1 調査の趣旨

平成28年から内部文書の流出など旧アルファビゼンを巡るさまざまな問題が露見している。本市議会では、地方自治法第100条第1項の規定により「旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会」を設置し、当施設において発生した盗難事件に関して、施設の維持管理、被害の状況及び事件解決後の対応に関する事項について調査中であるが、これら疑惑のさらなる解明のために調査するものである。

2 特別委員会の設置

① 設置決議等

(1) 平成29年11月第5回定例会（12月20日開催）

地方自治法第98条第1項並びに同法第100条第1項及び第10項の権限を新たに設置した「旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会」に委任した。

(2) 平成30年2月第1回定例会（3月23日開催）

次年度経費に関する決議を可決。

② 委員会の定数

議長を除く14名

③ 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長 川崎輝通

副委員長 山本恒道

委員 尾川直行 橋本逸夫 田口健作 津島 誠

石原和人 掛谷 繁 守井秀龍 立川 茂

西上徳一 山本 成 森本洋子 星野和也

3 調査事件

① 調査事項

旧アルファビゼン疑惑に関して次の事項を調査するものとする。

(1) 公印、私印、各請求書、領収証に関する事項

4 委員会（幹事会）の開催状況

平成29年（2017年）

No.	月日	開始時間 終了時間	区分	案 件
1	12月20日	午前11時00分 午前11時10分	委員会	1 委員長の互選について 2 副委員長の互選について

平成30年（2018年）

No.	月日	開始時間 終了時間	区分	案 件
2	1月16日	午前 9時30分 午前10時56分	委員会	1 委員会の運営について 2 今後の会議の進め方について 3 資料要求について 4 次回の委員会について
—	1月16日	午前 9時43分 午前10時22分	幹事会①	① 資料の要求について ② 次回の委員会について
—	1月31日	午前 9時30分 午前10時31分	幹事会②	① 要求した資料の取り扱い等について ② 記録の提出について ③ 次回の委員会について
3	1月31日	午前10時35分 午前10時51分	委員会	1 要求した資料の取り扱い等について 2 今後の調査について 3 次回の委員会について
—	1月31日	午後 1時01分 午後 3時57分	幹事会③	① 記録の提出について
—	2月 9日	午後 1時00分 午後 3時47分	幹事会④	① 記録の提出について ② 証人喚問について ③ 次々回の委員会について ④ その他 (1) 参考資料の返却要求 (2) 証人尋問時の録音について (3) 委員会資料の閲覧について
—	2月13日	午前 9時30分 午前 9時50分	幹事会⑤	① 本日の委員会について ② 次々回の委員会について
4	2月13日	午前10時30分 午後 2時45分	委員会	1 証人の出頭要求について 塚元年弘氏 2 証人尋問について 塚元年弘氏 3 記録の提出要求について 4 次回の委員会について 5 証人の出頭要求について
—	2月13日	午後 1時05分 午後 2時20分	幹事会⑥	① 本日の委員会について ② 次々回の委員会について
5	2月22日	午後 1時30分 午後 3時35分	委員会	1 証人尋問について 高坂 泰氏 田原隆雄氏
—	2月22日	午後 3時50分 午後 4時47分	幹事会⑦	① 次回以降の委員会について ② 次回の幹事会について
—	2月26日	午前 9時30分 午前11時50分	幹事会⑧	① 次回以降の委員会について
6	2月27日	午前11時44分 午後 0時16分	委員会	1 次回の委員会について 2 記録の提出について 3 証人の出頭要求について

No.	月日	開始時間 終了時間	区分	案 件
—	2月27日	午後 0時21分 午後 0時36分	幹事会⑨	① 証人喚問における事前の記録の提示について ② 幹事会の決定事項の公表について ③ 幹事の交代について
—	3月 9日	午前10時50分 午前11時45分	幹事会⑩	① 今後の委員会について ② 平成30年度の調査経費について
7	3月13日	午後 1時31分 午後 4時01分	委員会	1 証人尋問について 中島和久氏 西上徳一氏 2 次回の委員会について 3 証人の出頭要求について 4 旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会の調査経費に関する決議について
—	3月13日	午後 3時00分 午後 3時44分	幹事会⑪	① 今後の委員会について ② 平成30年度の調査経費について
—	4月 3日	午後 1時33分 午後 1時34分	幹事会⑫	① 補佐人の同伴許可について ② 傍聴者について
8	4月 3日	午後 1時36分 午後 3時22分	委員会	1 証人尋問について 吉村武司氏 野上計行氏 森山純一氏 高橋昌弘氏
—	4月 3日	午後 3時30分 午後 3時47分	幹事会⑬	① 証人の不出頭について
9	4月 5日	午前 9時33分 午後 0時20分	委員会	1 証人尋問について 平田惣己治氏 尾崎由実氏 大田淳一氏 2 委員の派遣について 3 記録の提出要求について 4 証人の出頭要求について
—	4月 5日	午前11時35分 午後 0時14分	幹事会⑭	① 今後の委員会について
10	4月13日	午後 2時30分 午後 4時04分	委員会	1 証人尋問について 高坂 泰氏 田原隆雄氏 2 次回の委員会について
—	4月17日	午前 9時02分 午前 9時27分	幹事会⑮	① 参考人に意見を聞こうとする案件について ② 証人に証言を求める事項について

No.	月日	開始時間 終了時間	区分	案 件
11	4月17日	午前 9時31分 午前10時40分	委員会	1 参考人の出席要求及び証人の出頭要求について 塚元年弘氏 2 参考人の意見聴取について 塚元年弘氏 3 証人尋問について 塚元年弘氏
—	4月17日	午前10時44分 午前11時23分	幹事会⑯	① 今後の委員会について
—	5月 2日	午前 9時03分 午前 9時30分	幹事会⑰	① 本日の委員会について
12	5月 2日	午前 9時32分 午前 9時45分	委員会	1 今後の委員会について
—	5月28日	午前 9時39分 午後 3時46分	幹事会⑱	① 調査報告書について
13	5月28日	午前 9時30分 午後 3時54分	委員会	1 証人の出頭及び委員派遣の取り消しについて 2 調査報告書について

5 証人、参考人の出席等

① 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

平成30年（2018年） 2月13日（火）

No.	氏 名	開始時間 終了時間	証言を求めた事項
1	塚元年弘 氏	午前11時11分 午後 0時12分	1 外部に流出した旧アルファビゼンに関する内部文書について 2 転貸借契約当時の旧アルファビゼンの状況について 発覚時の対応について

平成30年（2018年） 2月22日（木）

No.	氏 名	開始時間 終了時間	証言を求めた事項
2	高坂 泰 氏	午後 2時01分 午後 2時36分	1 外部に流出した旧アルファビゼンに関する内部文書について
3	田原隆雄 氏	午後 2時59分 午後 3時35分	1 外部に流出した旧アルファビゼンに関する内部文書について

平成30年（2018年） 3月13日（火）

No.	氏名	開始時間 終了時間	証言を求めた事項
4	中島和久 氏	午後 1時40分 午後 2時20分	1 外部に流出した旧アルファビゼンに関する内部文書のうちアルファビゼン自家発電機の状況について ① 文書の作成者について ② 状況の報告と情報の共有について ③ 調査した職員と任務の関連について
5	西上徳一 氏	午後 2時33分 午後 2時47分	1 外部に流出した旧アルファビゼンに関する内部文書の入手経路について

平成30年（2018年） 4月 3日（火）

No.	氏名	開始時間 終了時間	証言を求めた事項
6	吉村武司 氏	午後 1時43分 午後 2時18分	1 寄附金の返還について
7	野上計行 氏	午後 2時28分 午後 2時45分	1 寄附金の返還について
8	森山純一 氏	午後 2時51分 午後 3時02分	1 寄附金の返還について
9	高橋昌弘 氏	午後 3時08分 午後 3時22分	1 寄附金の返還について

平成30年（2018年） 4月 5日（木）

No.	氏名	開始時間 終了時間	証言を求めた事項
10	平田惣己治氏	午前 9時39分 午前 9時53分	1 公文書（平成26年1月29日付、備まち第41号 備前市職員措置請求に係る資料提出について）を市役所から持ち出したことの有無について
11	尾崎由実 氏	午前10時02分 午前10時13分	1 監査の過程で入手した資料（写しを含む）を自宅等に持ち帰ることの有無 2 塚元年弘氏との面識の有無
—	馬場鉄二 氏 H30. 5. 28 取り消し	—	1 監査の過程で入手した資料（写しを含む）を自宅等に持ち帰ることの有無 2 塚元年弘氏との面識の有無
12	大田淳一 氏	午前11時12分 午前11時30分	1 監査の過程で入手した資料（写しを含む）を自宅等に持ち帰ることの有無 2 塚元年弘氏との面識の有無

平成30年（2018年） 4月13日（金）

No.	氏名	開始時間 終了時間	証言を求めた事項
13	高坂 泰 氏	午後 2時34分 午後 2時53分	1 寄附金を返還した経緯について

No.	氏名	開始時間 終了時間	証言を求めた事項
14	田原隆雄氏	午後 3時01分 午後 4時04分	1 監査資料の取り扱いに関する調査に係る回答書について

平成30年（2018年）4月17日（火）

No.	氏名	開始時間 終了時間	証言を求めた事項
15	塚元年弘氏	午前10時22分 午前10時40分	1 旧アルファビゼンの電線に関する目撃証言について 2 旧アルファビゼンの電線盗難に係る被害届と告訴状の問題点について

② 参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項

平成30年（2018年）4月17日（火）

No.	氏名	開始時間 終了時間	意見を求めた事項
1	塚元年弘氏	午前 9時58分 午前10時22分	1 旧アルファビゼンにおける野菜工場の運営について 2 旧アルファビゼンの2階から3階の天井工事について

6 記録、資料の提出

① 提出を求めた記録

(1) 地方自治法第100条第1項の規定によるもの

平成30年（2018年）

No.	請求先	請求日	提出を求めた資料	提出日
1	備前市長	2月13日	1 平成26年1月29日付、備まち第41号 備前市職員措置請求に係る資料提出について（回答） 2 情報公開開示請求見出27-11、27-15及び27-19に係る開示請求書並びに開示文書	2月20日
2	塚元年弘氏	2月13日	1 平成30年2月13日開催の旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会で提供された資料 2 平成26年1月29日付、備まち第41号の写し	2月13日 2月14日
3	田原隆雄氏	2月27日	1 平成27年6月23日または25日に塚元年弘氏から受け取った書類一式 2 平成27年7月22日及び9月8日の開示請求で備前市から開示された文書一式	2月28日
4	備前市長	2月27日	1 旧アルファビゼンに係る内部文書の流出に関する調査結果	3月7日
5	備前市代表 監査委員	2月27日	1 旧アルファビゼンに係る内部文書の流出に関する調査結果	3月7日

No.	請求先	請求日	提出を求めた資料	提出日
6	一般財団法人中国電気保安協会岡山支店岡山東営業所長	4月5日	1 旧アルファビゼンに関して備前市から提出された書類一式 2 平成21年から平成23年10月30日までに備前市へ提出した書類一式	4月12日
7	備前市長	4月5日	1 平成27年9月11日付けで備前警察署に提出した旧アルファビゼンに係る盗難及び器物損壊等の告訴状関係書類	4月13日

(2) 地方自治法第100条第10項の規定によるもの
なし

② 提出を求めた資料

平成30年(2018年)

No.	請求先	請求日	提出を求めた資料	提出日
1	備前市長	1月16日	1 旧アルファビゼン購入に至る寄附と各団体の利用関係の資料 ① 寄附目的を明らかにする資料 ② 寄附採納の条件を示す資料 ③ 寄附者宛て領収書の控え、または銀行への入金書類(口座復元を含む) ④ 寄附の返還に至る関係資料 ⑤ 各団体との建物賃貸借契約した資料と中国電気保安協会岡山支部へ市から提出された資料 ⑥ 平成21年から平成23年10月30日までに中国電気保安協会岡山支部から市へ提出された資料 ⑦ 平成21年から平成23年7月までの電気使用関係と電気料金関係の資料 ⑧ ⑦と同じ期間の水道料金関係の資料 ⑨ 平成27年1月から平成30年1月の期間で、旧アルファビゼンの工事をしていた場合に施工業者から提出を受けた資料 2 旧アルファビゼン電線盗難事件に関する資料 ① 市が事件発生を最初に確認したことを示す資料 ② 一般質問まで公表しなかった理由を示す資料 ③ 被害を証明する全ての資料 ④ 野菜工場が稼働した時の電気・水道・諸設備に関する資料と各団体が撤退した経緯を示す資料 ⑤ 備前警察署へ提出した被害届とそれ以後の捜査状況を照会した資料 ⑥ 備前警察署から提出を受けた捜査状況に関する報告資料 3 事件に係る開示請求に関する関係資料	1月29日

No.	請求先	請求日	提出を求めた資料	提出日
2	備前市代表 監査委員	1月16日	1 事件発覚後に提出された住民監査請求関係資料 2 監査請求に対して、収集した資料と監査結果を通知した資料	1月29日

7 委員の派遣

平成29年（2017年）

No.	日時	派遣先	調査事項	派遣委員
—	H30. 5. 28 取り消し	証人の自宅	出頭できない理由の確認	正副委員長

8 調査経費等

① 議決した経費

年度	調査経費
平成29年度	300,000円以内
平成30年度	300,000円以内

② 調査に要した経費

※ 概算額平成30年5月28日以降の経費を含まない

経費の内訳	平成29年度	平成30年度
費用弁償	13,500円	34,430円
郵送料	1,960円	※ 0円
委員会記録作成委託料	58,860円	※ 73,710円
合計	74,320円	※ 108,140円

なお、調査経費については、議会費の補正予算を計上していない。

③ 調査に要した時間等

年度	時間
平成29年度	3時間56分（7回／会期中 3回・閉会中 4回）
平成30年度	4時間43分（6回／会期中 0回・閉会中 6回）
合計	8時間39分（13回／会期中 3回・閉会中 10回）

9 調査の概要 ※括弧書きは証人／「組織名」、「所属」、「役職」の記載は当時の名称等

① 寄附金の返還について

(1) 寄附者の証言

返還については、当時の市長がみずから面談に来られて、議会で基金の条例を廃止して寄附者へ返します。御厚志には大変感謝するが、残念ながらその後寄附者がいないということを知った後、たしか市の幹部が返還のための書類を持ってこられた。

ビゼンアルファを活用して、この町の活性化を強く願っておる一人であり、いろんな方にこの活用をお願い、またお話をしていたが、その中の言葉のいきさつについては具体的、詳細に記憶していない。熱い思いは職員に申しあげたが、とり手がどのように捉

えたのか、活用されない無念さは常に思っているが、細かなことまで記憶はない。

ただ、寄附金が返還されるものとは思っていかったことは間違いない。当時の市長から話を聞いてその事実を初めて知った。

寄附者から返還を求めて返還をしてもらえような寄附ではない。

一旦基金に上がり、市議会の同意を得て返還されたものと思っている。（吉村氏）

(2) 市関係者の証言

寄附金の返還については、市のアルファビゼンに関する検討委員会の中で備前市からは一切費用負担はしない、一棟貸しで民間に貸し出す、または売却、または取り壊しもあり得るという結論が出たと思う。その後一度寄附者から市が改修をしないのであれば、寄附金を返してほしいという話があったと担当から報告を受けた。その後、NPOが地元活性化のために再生利用したいから貸してほしいということで、賃貸しを決定したと思う。その後、市で改修しないなら寄附金の返還について強い請求があったと担当から報告を受けた覚えがある。いろいろ協議を重ねた結果、最終的に基金としての積み立ての内容が寄附の条件としてアルファビゼンを再生するための寄附だということが書かれてあり、本人も市が改修しないのであれば強い口調で返還を申し入れがあるからどうしようもないということで、最終的に市長の判断で予算措置を講じ、議会に提案した上で、平成21年1月に本人へ返還したという経緯がある。

アルファビゼンに関しては、所管である当時の産業建設部長から数回にわたって、強い口調で返還請求があったという報告を受けたが、相手方と直接交渉の場にいたわけでもなく、あくまでも強い要求があったという報告を受けているだけで具体的な言い回しについてはわからない。（野上元副市長）

寄附金の返還については、この寄附金は地方自治法第96条の規定に基づく負担つき寄附ではなく一般寄附として受け入れたもので、そのときの納付書には使途、使い道として旧アルファビゼン整備のためと明記されていたように思う。そのことから、翌平成17年度にわざわざ基金条例まで設けて旧アルファビゼン整備のために積み立てたものだった。ところが、その後の検討委員会でアルファビゼンについては利用者負担での一括一棟貸しで公募し、再利用する。適当な再利用がない場合は、取り壊しもあり得るという最終答申が出され、アルファビゼンについては、公金、市費の投入ができなくなり、整備基金として積み立てていた寄附金も使えなくなることから、市が整備しないのであれば返還するよう寄附者から強く求められたために返還したものと記憶している。

この寄附金の返還について、直接寄附者と話をしたことはない。記憶が定かではないが、直接話をした担当者が報告、説明したことを当時の副市長から聞いたように記憶をしている。

寄附金を返還した理由は2点。1つは、議会の検討委員会での最終的な答申で公金の投入は相ならないということ、ですから整備基金として積み立てていた寄附金も使えなくなった。もう一点は、寄附者から市が整備しないのであれば、もう返してくださいと強い返還要求があったからという2点である。（森山元副市長）

寄附金の返還については、活性化対策室長当時、平成17年12月から平成18年2月にかけて電話での請求があった。

電話のやりとりは3回程度だったと記憶している。

直接寄附者の自宅へ連絡したので、寄附者本人に間違いはないと思っている。

寄附者本人は、市へ寄附金返還のために2度来られたと聞いているが、直接会って話をしたことはない。（高橋元活性化対策室長）

寄附金を返還した経緯は、まず平成18年3月3日に、寄附者が活性化対策室に来られ、寄附後1年間近く経過したが活用されていないので返してほしいということが発端で、その後、アルファビゼンの検討委員会の答申が1棟貸しか解体かどちらかを検討しなさい、一切の費用をかけることはだめだということが出たことを受けて、寄附金の返還の申し出もあったので、返還するに至ったと思う。ただ、その決定は、市長等が決められたことであり、詳細はわからない。

活性化対策室で寄附者とお会いしたのは、平成18年3月3日の1回だと記憶している。

電話では対応していない。（高坂元活性化対策室職員）

② 文書流出について

(1) 文書作成者の証言

外部に流出した旧アルファビゼンに関する内部文書のうち、アルファビゼン自家発電機の状況については自分が作成したものではないかと思う。ただ、7年近く前のことなので、明確な記憶は残っていない。

文書を報告書として提出したことはしてないと思う。口頭で報告したかどうかは定かではない。

その報告書を監査事務局に持っていった覚えはない。（中島元商工観光課長）

(2) 監査資料作成担当部署の証言

平成26年1月29日付、備まち第41号備前市職員措置請求にかかわる資料提出についてを市役所から持ち出してはいない。

資料ごとの付番を誰がしたのか確認した記憶はない。ただ、状況を考えれば文書を作成した担当が書いたと考えられる。

何部作成して返還されたというような事務処理は把握していない。担当者が起案したものを決裁して、あとの事務処理は担当がしており、何部つくって出したかといったようなことは把握していない。

常識的に考えれば、かかわった職員が持ち出してはいないと確信している。

内部文書を受け取った人物とは、昨年7月にアルファビゼン公開の際に来られていたという記憶がある。幾らか言葉も交わさせていただいたが、そのとき一度きりで、それ以前には一切お話ししたことはない。（平田元まちづくり課長）

(3) 内部文書を受け取ったとの証言

問題となっている書類は、平成27年8月の末に日生の議選の監査委員の自宅の裏側の6人がけのテーブルのところで受け取った。

1 から 10 までの資料と書いた分は、議選の監査委員からもらったもので、自分が渡したのではない。

渡された書類は、ほとんど A3 だった。それで、A3 サイズだと自分たちで配るのに困るので A4 に直した。書面には落書きのようなものがあるので、それにテープで紙を張ったのは自分である。

これらの文書の入手経路については一切聞いていない。

渡した目的は、本人以外はわからないと思う。

入手した資料はあちらこちらに配った。（塚元氏）

(4) 監査委員の証言

平成30年2月13日の委員会において、流出した文書は議選の監査委員から渡されたとの証言については、全く関係がないと思っている。

流出したとされる文書について一切明らかにされておらず、一切わからない。

内部文書を受け取った人物と最初にお会いしたのが、平成27年6月23日か25日で、自宅に来られたときに書類を受け取り、何度かお見えになるたびにいろいろな資料をいただいた記憶がある。

監査資料については、自宅へ持ち帰ったという定かな記憶はない。

監査資料をコピーしたりする必要全くない。

内部文書を部外者にコピーを渡すということは天地神明に誓ってない。

緊急質問の際に持ち帰ったことがないという発言をしたのであれば、それは取り消したい。

監査事務局に文書で答弁しているとおりであり、持ち帰ることは持ち帰ったが、意図的に持ち帰ったことでない。むしろ監査事務局からしっかり読んでおいてくださいとお預かりをしたという表現にしていきたい。

監査の書類は、監査が終わったら監査事務局へお返しする。手元がないので焼却処分したんだろうと回答した。

持ち帰った資料の量までは記憶していない。

コピーなどしていないし、配布した覚えもない。（田原元監査委員）

(5) 監査事務局における文書管理について

住民監査請求があると、関係部署等に対して資料の提出を求める。

監査委員が2名、監査委員事務局職員（局長を含めて書記2名）がいたが、資料をいただいたときには監査を行う上で必要な部数分だけコピーして監査資料として作成した。

監査のときにはもちろん手元に資料はあるが、監査が終われば、ロッカーや監査委員の机等に収納した。

資料は監査に必要なので、監査委員には必ず渡すはずであり、監査委員が監査資料を持ち帰ることは可能だった。

一般的には監査委員事務局内から持ち出すことはないので、監査が終われば正本一部は監査結果報告と一緒につづり、それ以外の不要なものについては事務局で保管して溶解処分していた。

事務局職員、監査委員を含めて持ち出したかどうかは確認していないので、何とも言えない。

今回、資料として提出された書類は外に出てはいけないものだと思うのだが、ルートは断定できない。

内部文書を受け取った人物については、お名前を聞いた限りでは存じ上げない。（高坂元監査事務局職員）

監査事務局の担当として監査請求に基づく過程で入手した資料を自宅に持ち帰ったことはない。

内部文書を受け取った人物との面識は、お名前も含めて全く存じ上げない。

部外に流出している文書については、流出していること自体を知り得る範囲ではなく、全くわからない。

監査委員事務局に提出されたものについては、提出された資料は原本1部しかなく、監査の職務の中でしか見ることはできない。

提出されたものについては、監査する過程でまず監査委員の部数はコピーする。

最終的に監査が済んだ資料は、監査委員に任せていた。（尾崎元監査事務局職員）

(6) 代表監査委員の証言

監査で入手した資料については、監査事務局内だけで使用し、自宅に持ち帰ることはない。

監査事務局の机の引き出しに全て置いていた。

年に一、二回机の引き出しがいっぱいになれば、監査事務局で処分をしていただいていた。

監査事務局には当然外部に流出させてはいけない機密文書が多々あるので、事務局内ではきちっとロッカー等に入れて保管はしていたし、持ち帰った資料についてはそれぞれの自己責任というか、当然自身も職業的専門家としての守秘義務を負っているのだから、当時はそれぞれの個人の責任という認識であったと思う。

その当時は書類が持ち帰りに際して、受け払い簿といったような管理はしていなかった。内部文書を受け取った人物との面識はない。（大田元代表監査委員）

③ 転貸借契約当時の旧アルファビゼンの状況に関する証言

野菜工場をする前は自分が中に入って見ている。

脚立をたくさん並べて足場板が上に載っていた。

発電機が入り口の搬缶の横にあった。

電線というより長いものがアルファ内にずっと引っ張ってあって、何個かサーチライトがぼんやりとついてた。五、六人がいて、1階と2階の吹き抜けに屋根をたたいて何か天井をつくっていた。1人は首袋を提げているのを見た。その人の顔は何となく覚えている。

野菜工場については、あれは蛍光灯で棚はクーリングオフか何かで2週間で戻すと聞いた。

鶴海の知人は、野菜工場の関係者がここでも水まきをしていたが、野菜はアルファでは

育たないと言っていた。自分はそのときに20か30のトン袋を、鶴海の知人の山の上の倉庫の中で見ている。(塚元氏)

10 最後に

本委員会は、平成29年12月20日の定例会最終日に設置されて以来、関係人の証人尋問及び参考人招致並びに請求した資料及び記録に基づき、調査を重ね、本報告書の作成に至った。ただ、証人や参考人の証言・聴取意見の内容に曖昧さが残ったことは否めず、上記のとおり事実認定した事項を中心とした調査結果となったものである。

本特別委員会が、一連の調査を通じて特に指摘すべきと考えるのは、応対、交渉、見聞の記録の収集や作成、そして、意思決定に用いる資料管理とその後の保管に関する地方公共団体としての備前市全体の文書管理体制である。

指摘すべき点は次のとおりである。

- ・ 調査の全容を明らかにするに必要な行政文書、特に、応対交渉の録音等の記録が行政文書として存在しないものがあること。
- ・ 文書保管状況、閲覧や複写の履歴が確認できなかったことから、備前市が組織的に用いる行政文書、すなわち、職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び録音録画を含めた電磁的記録を適正かつ適切に運用管理する仕組みが十分でないこと。

以上の点を鑑み、本特別委員会は、公文書等の管理に関する法律に基づき、備前市は行政文書管理に関する条例化を検討し、再びこのような事案を生じることのないよう必要な措置を講じるべきと提言するものである。

このことによって、備前市の行政文書が民主的な市政運営の根幹を支える市民共通の知的資源として利用できるものとし、一方で、現在及び将来の市民に、その説明責任が全うされるようにしていくべきだと当委員会は結論付けるものである。